

競技の条件

- 1.ゴルフ規則：日本ゴルフ協会発行のゴルフ規則及び本競技の大会特別ローカルルールを適用する。
- 2.競技委員長の裁定：競技委員長は競技の条件を修正する権限を有し、すべての事柄について、この委員長の裁定は最終である。
- 3.使用球の規格：競技者の使用球は、最新の JGA 公認球リストに記載されているものでなければならない。ただし、限定使用球条項は適用しない。
- 4.使用クラブの規格：プレイヤーがラウンド中に使用するドライビングクラブは、最新の R&A ルールで適合しているクラブヘッドであるものとする。この条件の違反は競技失格とする。
- 5.順位の決定：1 位からカットライン+ウェイトイング 2 名までの順位は JGA マッチングスコア方式を採用する。その他の同スコアは順位タイとする。
- 6.プレーの一時中断と再開及び、ハーフ競技の成立：落雷の危険等で競技を一時中断する場合は、サイレン等で合図をするので競技委員の指示に従うこと。また、競技の再開も同様とする。なお、悪天候により全員が終了したホールでの競技終了もありえます。(競技委員会の判断による)
- 7.キャディ及び器具等使用の禁止：正規のラウンド中、競技者のキャディ使用は禁止とする。この条件違反の罰は『ゴルフ規則付 I (c) 3』を適用する。また、レーザー距離計及び GPS 計測器等、全ての距離計測機器の使用は不可とする。
- 8.競技終了時点：本選競技においては大会競技委員長の成績発表がなされた時点、予選競技においては、競技委員会の作成した成績表が掲示された時点をもって競技は終了したものとみなす。

大会特別ローカルルール

- 1.アウトオブバウンズの境界は白杭をもって標示する。
- 2.修理地は、青杭又は白線をもってその限界を標示する。
- 3.ウォーターハザードは黄杭又は黄線、ラテラル・ウォーターハザードは赤杭又は赤線、表示物が無い場合は水際をもってその境界を標示する。
- 4.グリーン上はパター以外のクラブの使用を禁止する。ただし正当な理由（競技委員への確認が必要）でパターが使用できなくなった場合を除く。
- 5.電磁誘導カート用の 2 本のコンクリート軌道は、全幅をもってカート道路とみなす。球がこのカート道路上にある場合、またはスタンスがかかる場合、競技者は規則 24-2b(i) を適用しなければならない。このローカルルールの違反の罰は 2 打。
- 6.コース内の樹木の支柱、舗装道路、カート道路その他人工施設物（排水溝や非難小屋等）は動かさない障害物とする。
- 7.樹木保護のための巻物施設は樹木の一部とみなす。ただし巻物施設に挟まった球は、罰なしにその真下の地点から 1 クラブレンジス以内でかつホールに近づかない場所にドロップすることができる。
- 8.球が目的外のグリーン（カラーを含む）に止まった場合は、罰なしに拾い上げて拭き、ボールに近づかずに、球の止まっていた箇所にもっと近い地点から 1 クラブレンジス以内にドロップしなければならない。
- 9.スルー・ザ・グリーンのどこでも、球がその勢いで地面に自ら作った穴（ピッチマーク）に球がくい込んでいる場合は、その球を罰なしに拾い上げて拭き、ホールに近づかず球の止まっていた地点にできるだけ近い所にドロップすることができる。
- 10.バンカー内の石は、動かせる障害物とする。
- 11.プレーの進行が遅い場合、その組全員に 2 打罰のペナルティを課す。

※ハーフ 2 時間 20 分以内でプレーすることを心がける。前組と 1 ホール以上空けた組はペナルティの対象となる。

- 12.9 ホールを 54 ストローク以上の打数で、且つファストプレーを厳守できない又は、体調不良により進行に不具合の選手で上記 11※に抵触する選手は、競技委員会で協議し、ハーフでプレーを終了していただく場合があります。
13. 選手以外の協議その他のクレームは一切受け付けない。ただしプレイヤーは同組のみの質疑その他を競技委員会に申し出ることができる。
14. ラウンド中プレーを終了したグリーン上、及びその近くではいかなる練習ストロークも行ってはならない。
本項の違反は次ホールに 2 打罰。
15. ハーフ終了後の打撃練習は禁止する。ただし、パッティング練習場のパット練習は可とする。